

東三河広域連合運動器機能向上事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東三河広域連合運動器機能向上事業（以下「この事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、東三河広域連合（以下、「広域連合」という。）において介護予防の基本的な知識の普及啓発と地域での主体的な健康づくり活動を支援するため、体操DVDの配布又は貸出（以下「配布等」という。）を行う。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、広域連合とする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、体操DVDの利用を希望する次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 広域連合構成市町村内にあり、65歳以上の者が5人以上在籍し介護予防に資する活動を実施する団体（以下「団体」という。）

(2) 広域連合構成市町村内に在住する第1号被保険者及びその支援のために関わる者（以下「個人」という。）

2 前項の規定にかかわらず、営利を目的に利用する場合又は政治若しくは宗教に係る活動に利用する場合は対象としない。

(配布等をする体操DVD)

第5条 配布等をする体操DVDは、別表のとおりとする。

(配布等の方法)

第6条 体操DVDは、原則として団体については配布、個人については貸出するものとする。配布等をする枚数は、原則として一団体又は一個人につき1枚とする。

(配布等の場所)

第7条 配布等を行う場所は、広域連合介護保険課及び広域連合構成市町村の介護保険担当部署とする。

(利用料)

第8条 利用料は無料とする。

(利用申請)

第9条 利用を希望する団体又は個人は、運動器機能向上事業DVD利用申請書（様式第1号）を第7条に規定する場所へ提出しなければならない。

(貸出期間)

第10条 貸出を行う場合、貸出期間は原則2週間を限度とし、利用が終わったときは速やかに返却しなければならない。

(体操DVDの管理)

第11条 利用する団体又は個人は、体操DVDを善良な管理のもとに利用するものとする。なお、体操DVDを他の目的に利用し、若しくは他に譲渡や転売をしてはならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

体操 DVD 名	ええじゃないか豊橋ほの国体操
	蒲郡市オリジナル体操 どうらく 動楽 ～動くことを楽しみましょう～
	いいじゃん新城 キラキラ☆多体操

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

東三河広域連合長 様

運動器機能向上事業DVD利用申請書

東三河広域連合運動器機能向上事業実施要綱第 9 条の規定に基づき、体操DVDの利用を希望します。また、利用にあたっては下記の事項を遵守します。

利用対象	☐ 団体 ☐ 個人	配布方法	☐ 配布 ☐ 貸出
------	---	------	---

フリガナ		
申請者氏名 (団体代表者氏名)		
住 所		〒 電話番号 ()
利用対象が 団体の場合	フリガナ	
	団体名	
	主な活動場所	
	参加人数	人
配布方法が 貸出の場合	貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日
利用を希望する体操DVD		
備 考		

< 遵守事項 >

1. 東三河広域連合の住民の健康づくりを目的として使用する。
2. 申請団体又は申請者以外のものへの譲渡や転売をしない。
3. 貸出の場合、利用後は速やかに返却する。

※ DVDの配布を受けた団体には、健康づくりの情報提供、体操の実施状況をお尋ねする場合がありますので、ご了承ください。